



【緊急】台風19号による被災状況の確認!!

台風19号で犠牲になられた方へお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。また、運転再開や設備点検、被害線区の復旧に向けた奮闘に敬意を表します。幹総支部では現在、組合員やご家族の被害・被災状況の確認を行っています。ご自宅やご実家は被害に遭っていませんか？困っていることはありませんか？支部または分会までご連絡・ご相談下さい。

【総合共済について】

被災状況によって住宅災害給付を受けられる可能性があります。申請する場合、**浸水等を証明する写真**が必要となります。**水が引いた後でも「どこまでどのように浸水したのか」**記録を残しておいて下さい。必要な提出書類や詳しい手続き等については、支部担当者までご連絡下さい。

○ 持家(自家・実家)

○ 借家(寮・社宅・アパート等)

給付区分	共済金	給付区分	共済金
全壊 (延面積70%以上)	50万円	全壊 (延面積70%以上)	20万円
半壊 (延面積40%以上)	30万円	半壊 (延面積40%以上)	12万円
一部損壊 (延面積20%以上)	7万円	一部損壊 (延面積20%以上)	3万円
床下浸水で地盤面から 30cmを超えるとき	2万円		
被害額2万円を 超えるとき	1万円	被害額2万円を 超えるとき	1万円
自然災害で被害額が 1万円を超えるとき	5千円	自然災害で被害額が 1万円を超えるとき	5千円

【こくみん共済(全労済)について】

火災共済、自然災害共済に加入している組合員で、被害額10万円以上の方が対象となります。こくみん共済の担当窓口は、毎週月曜日の昼休み時間に支部事務所で開設しています。

【り災休暇について】

風水震災等の不可抗力の災害によって家屋に損壊を受けた場合、**5日以内の必要な時間または期間の休暇**を、会社が認めた場合に**有給**で付与されます(労働条件に関する協約93条4項、就業規則77条3項)。り災休暇を請求するには、市町村が発行するり災証明書の提出が必要です。

組合員とご家族の被害・被災状況の確認を行っています。

支部・分会担当者まで遠慮なく連絡・相談して下さい!!